

「iFreeETF ブルームバーグ日本株高配当50指数」設定のお知らせ

アナリストの最新予想配当データを活用した高配当日本株ETFが登場

2025年3月26日

大和アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長：小松幹太、以下「当社」）は、「iFreeETF ブルームバーグ日本株高配当50指数」（証券コード：354A）を新たに設定し、東京証券取引所に上場いたします。設定と運用開始は2025年4月15日、東京証券取引所への上場は2025年4月17日の予定です。

「iFreeETF ブルームバーグ日本株高配当50指数」（以下、「当ファンド」）は、アナリスト予想を活用し、財務健全性を加味した予想配当利回りの高い50銘柄で構成される「ブルームバーグ日本株高配当50指数」（以下、「当指数」）への連動を目指すETFです。

当指数はブルームバーグ社と当社が共同開発した指数であり、複数のアナリストの最新予想配当データを反映したブルームバーグ配当予想を使用し、年4回のリバランス時に予想配当利回りの高さなどを基準に組み入れる50銘柄を見直し、これら銘柄に均等投資を行なうことで高い投資効率を目指します。

近年、東京証券取引所の「資本コストや株価を意識した経営」の要請や株式持ち合い解消の進展などを受けて日本企業の株主還元姿勢が積極化しており、高配当株式への投資が高い注目を集めています。そのような環境の中、当ファンドは、今までにない複数のアナリストの最新予想配当データの活用と年4回の均等リバランスの組み合わせにより、高利回りと高パフォーマンスの両立を実現したいと考えています。なお、当ファンドはNISA成長投資枠の対象商品となる予定です。

今後も投資家の皆さまの資産形成に資する様々な商品を提供してまいりますので、「iFreeETF」をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。



iFreeETF ブルームバーグ日本株高配当50指数

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

※お申込みの際は、必ず「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

■ ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「ブルームバーグ日本株高配当50指数（配当込み）」の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「ブルームバーグ日本株高配当50指数（配当込み）」（以下「対象指数」といいます。）の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に投資します。

- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（株価指数先物取引等を利用することを含みます。）があります。
- デリバティブ取引（法人税法第61条の5で定めるものをいいます。）は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

ブルームバーグ日本株高配当50指数について

ブルームバーグ日本株高配当50指数は、ブルームバーグが定める日本の大型株、中型株、小型株のうち、財務健全性を保ちつつ予想配当利回りの高い50銘柄で構成された株価指数です。時価総額および流動性に配慮し銘柄選定され、四半期ごとに銘柄入替を行ない、等ウェイトとなるようにリバランスを行ないます。2015年4月15日を起算日（1,000ポイント）とし、指数値の算出と公表は日次で行なわれます。

iFreeETF ブルームバーグ日本株高配当50指数

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

2

当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
 - 売買単位は、1口単位です。
 - 取引方法は、原則として株式と同様です。

- 追加設定は、株式により行ないます。
 - 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット（対象指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの）を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
 - 原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。

- 受益権を株式と交換することができます。
 - 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込みことができます。
 - 解約申込により受益権を換金することはできません。

- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
 - 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所）が受託会社に登録されている者をいいます。

iFreeETF ブルームバーグ日本株高配当50指数

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用（信託報酬）その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年1、4、7、10月の各7日です。

(注) 第1計算期間は、2025年10月7日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。

「Bloomberg®」およびブルームバーグ日本株高配当50指数は、Bloomberg Finance L.P. および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited (以下「BISL」)をはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、大和アセットマネジメント株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは大和アセットマネジメント株式会社とは提携しておらず、また、当ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

追加的記載事項

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象指数の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- 株価指数先物取引と指数の動きの不一致（株価指数先物取引を利用した場合）
- 株式および株価指数先物取引（株価指数先物取引を利用した場合）の最低取引単位の影響
- 株式および株価指数先物取引（株価指数先物取引を利用した場合）の流動性低下時における売買対応の影響
- 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

※提出日現在、ブルームバーグ日本株高配当50指数の先物取引は導入されておりません。同指数以外の指数先物取引を利用することがあります。

iFreeETF ブルームバーグ日本株高配当50指数


追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

 株 価 の 変 動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
そ の 他	ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、金融商品取引所に上場され取引が行なわれます。当ファンドの市場価格は需給等を反映し決定されるため、基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

iFreeETF ブルームバーグ日本株高配当50指数

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

■ 手続・手数料等

お申込みメモ

取得単位	<p>[取得時のバスケット]を単位とします。 [取得時のバスケット]…対象指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの。 <[取得時のバスケット]1単位当たりの取得口数> 取得時のバスケットの評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、委託会社が定めるもの。</p>
取得時のバスケットの決定など	<p>●委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される「取得時のバスケット」を定めます。 ●委託会社は、原則として、取得時のバスケットを、取得申込可能日の毎日、インターネット・サイト〔https://www.daiwa-am.co.jp/etf/〕に掲示します。</p>
取得価額	取得申込受付日の基準価額（100口当たり）
取得方法	追加設定は株式により行ないます。
取得代金	－
解約申込	解約申込により換金することはできません。
交換申込	受益権と株式との交換ができます。
交換単位	委託会社が定める一定口数の整数倍
交換価額	交換申込受付日の基準価額（100口当たり）
交換代金	－
申込受付中止日	<p><取得申込の受付の停止> ※原則として、次の1. から4. に該当する場合は、受益権の取得申込の受付を停止します。 なお、1. から3. に該当する場合であっても、委託会社の判断により、取得申込を受け付けることがあります。 1. 対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日 2. 対象指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内 3. 計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して6営業日以内） 4. 前1. から前3. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p> <p><交換申込の受付の停止> ※原則として、次の1. から3. に該当する場合は、受益権の交換申込の受付を停止します。 なお、1. または2. に該当する場合であっても、委託会社の判断により、交換申込を受け付けることがあります。 1. 対象指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内 2. 計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の6営業日前から起算して6営業日以内） 3. 前1. および前2. のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき</p>
申込締切時間	委託会社が別に定める時限まで
取得の申込期間	2025年4月15日から2026年6月30日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	－
取得・交換申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込の受付の中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。

◆受託会社：三井住友信託銀行

iFreeETF ブルームバーグ日本株高配当50指数

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

信託期間	無期限（2025年4月15日当初設定）
繰上償還	<ul style="list-style-type: none">●委託会社は、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。<ul style="list-style-type: none">・当初設定日から3年を経過した日以降において受益権の口数が150万口を下ることとなった場合・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1、4、7、10月の各7日 (注) 第1計算期間は、2025年10月7日までとします。
収益分配	年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。
信託金の限度額	2,000億円に相当する株券および金銭
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ [https://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。
運用報告書	－
課税関係	課税上は特定株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用があります。 特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※2025年1月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

iFreeETF ブルームバーグ日本株高配当50指数

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用			
	料率等	費用の内容	
取得時手数料	販売会社が定めるものとします。	取得時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。	
信託財産留保額	ありません。	—	
交換時手数料	販売会社が定めるものとします。	受益権の交換に関する事務等の対価です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
	料率等	費用の内容	
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、次のイ. の額にロ. の額を加算して得た額	運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。	
	イ. 信託財産の純資産総額に年率0.275% (税抜0.25%) 以内 (提出日現在は、 年率0.275% (税抜0.25%)) を乗じて得た額 ロ. 信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料に55% (税抜50%) 以内の率 (提出日現在は、55% (税抜50%)) を乗じて得た額		
委託会社	配分については、下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。	
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。	
	〈運用管理費用の配分〉 (今後、変更されることがあります。)	委託会社	受託会社
	イ. の額 (税抜) (注1)	年率0.23%	年率0.02%
	ロ. の額 (ロ. の総額に対する比率で表示しています。)	50%	50%
その他の費用・手数料	(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただけます。 ●受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料 (商標使用料) ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に年率0.0253% (税抜0.023%) 以内を乗じて得た額 (ただし、年間106万円を下回る場合は106万円) となります。 ※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825% (税抜0.0075%) ・追加上場料：追加上場時の増加額 (毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額) に対して、0.00825% (税抜0.0075%) 	

(注1) 「運用管理費用の配分」(イ. の額) には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2) 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※取得時手数料・交換時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
売却時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 売却時の差益 (譲渡益) に対して20.315%
交換時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 交換時の差益 (譲渡益) に対して20.315%
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 収益分配金に対して20.315%

(注) 所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

iFreeETF ブルームバーグ日本株高配当50指数

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

■ その他

詳しくは、「有価証券届出書」をご覧ください。
また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

❗ ETFのご購入に際し、お客さまにご理解いただきたいこと

- ・ETFを金融商品取引所で売買される場合には、委託会社作成の投資信託説明書（交付目論見書）は交付されません。売買をお申込みになる証券会社に、当該取引の内容についてご確認ください。
- ・株式または金銭の拠出により当ファンドの取得（応募、追加設定）をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社（指定参加者）よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認ください。

✔ 注意点① お客さまにご負担いただく費用について（消費税率10%の場合）

	種類	料率	費用の内容
直接的にご負担いただく費用	取得（購入）時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	取得（購入）時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 なお、購入に伴い必要となる費用等を賄うため信託財産に繰入れられる額として、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0～0.05%を乗じて得た額をご負担いただけます。
	信託財産留保額	0～0.3%	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。
	交換（換金）時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	交換（換金）に伴う取引執行等の対価です。
信託財産で間接的にご負担いただく費用	運用管理費用（信託報酬）	年率0.066～0.825%程度（税込）	運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。 有価証券の貸付を行なった場合には、信託財産が収受する品賃料に55%（税込）を乗じた額が信託財産から支払われます。
	その他の費用・手数料		●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただけます。●受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料（商標使用料）ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。

※費用の種類や料率等は販売会社や個々のETFによって異なります。上記費用の料率は大和アセットマネジメントが運用する一般的なETFの料率を表示しております。※売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。※取得（購入）時手数料、交換（換金）時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせください。※手数料等の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

✔ 注意点② ETFのリスクについて

ETFは値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。ETFは預貯金とは異なります。ETFが投資する有価証券等によりリスクの要因は異なります。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

〈委託会社〉

商号等 大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ETFに関する情報提供を目的としたもので、勧誘を目的としたものではありません。
- ETFのお申込みにあたっては「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- ETFを金融商品取引所で売買される場合には、委託会社作成の投資信託説明書（交付目論見書）は交付されません。売買をお申込みになる証券会社に、当該取引の内容についてご確認ください。
- 株式または金銭の拠出により当ファンドの取得（応募、追加設定）をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社（指定参加者）よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。